



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月23日金曜日 第1846号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... | 292 |
| 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....     | 293 |

### 告 示

|   |     |
|---|-----|
| 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....                | 293 |
| 字の区域の変更(内子町).....                       | 293 |
| 一部事務組合の規約の変更許可.....                     | 293 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... | 294 |
| 指定自立支援医療機関の指定.....                      | 295 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....                  | 295 |
| 土地改良区役員の就退任の届出.....                     | 296 |
| 県営土地改良事業の換地処分(4件).....                  | 296 |
| 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件).....            | 296 |
| 土地改良事業の工事の完了.....                       | 297 |
| 解除予定保安林を変更する旨の通知.....                   | 297 |
| 解除予定保安林にする旨の通知.....                     | 297 |
| 保安林予定森林.....                            | 297 |
| 同意の成立.....                              | 297 |
| 建設業者の許可の取消し.....                        | 298 |
| 兼用工作物の管理の方法について(2件).....                | 298 |
| 道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線).....               | 299 |
| 道路の区域変更(県道金子中萩停車場線).....                | 299 |
| 道路の区域変更(県道西条久万線).....                   | 300 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 道路の供用開始( " ).....           | 301 |
| 道路の供用開始(一般国道319号).....      | 302 |
| 道路の供用開始(県道中山双海線).....       | 302 |
| 道路の供用開始(県道長浜中村線).....       | 302 |
| 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....     | 303 |
| 道路の供用開始( " ).....           | 303 |
| 道路の区域変更(県道長浜中村線).....       | 303 |
| 愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表.....   | 303 |
| 愛媛県屋外広告物審議会規程の一部改正.....     | 303 |
| 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件)..... | 304 |
| 都市計画の変更.....                | 304 |
| 開発行為に関する工事の完了.....          | 304 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(2件).....   | 304 |

### 公 告

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 農業振興地域の指定の一部改正..... | 304 |
|---------------------|-----|

### 公安委員会規則

|   |     |
|---|-----|
| 愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....                      | 305 |
| 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....     | 307 |
| 愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則..... | 311 |
| 愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....                      | 311 |

### 公安委員会訓令

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... | 312 |
|-------------------------------|-----|

## 規 則

### ○愛媛県規則第7号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則(昭和33年愛媛県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後              |         |      |          |      |      | 改 正 前              |         |      |       |      |      |
|--------------------|---------|------|----------|------|------|--------------------|---------|------|-------|------|------|
| 別表(第1条関係)          |         |      |          |      |      | 別表(第1条関係)          |         |      |       |      |      |
| 名 称                | 職業訓練の種類 | 訓練課程 | 訓 練 科    | 訓練定員 | 訓練期間 | 名 称                | 職業訓練の種類 | 訓練課程 | 訓 練 科 | 訓練定員 | 訓練期間 |
| 愛媛県立新居<br>浜高等技術専門校 | 普通職業訓練  | 省略   |          |      |      | 愛媛県立新居<br>浜高等技術専門校 | 普通職業訓練  | 省略   |       |      |      |
|                    |         | 短期課程 | 溶接エンジニア科 | 30人  | 1年   |                    |         | 短期課程 | 溶接科   | 30人  | 1年   |
|                    |         | 省略   |          |      |      |                    |         | 省略   |       |      |      |
| 愛媛県立松山<br>高等技術専門校  | 普通職業訓練  | 省略   |          |      |      | 愛媛県立松山<br>高等技術専門校  | 普通職業訓練  | 省略   |       |      |      |
|                    |         | 短期課程 | ビジネス経理科  | 20人  | 6月   |                    |         | 短期課程 | OA経理科 | 20人  | 6月   |

|                |        |      |         |     |    |
|----------------|--------|------|---------|-----|----|
| 愛媛県立宇和島高等技術専門校 | 普通職業訓練 | 短期課程 |         |     |    |
|                |        |      | 木工クラフト科 | 15人 | 1年 |
|                |        |      | 介護ヘルパー科 | 60人 | 2月 |

|                |        |      |       |     |    |
|----------------|--------|------|-------|-----|----|
| 愛媛県立宇和島高等技術専門校 | 普通職業訓練 | 短期課程 | 電気工事科 | 15人 | 1年 |
|                |        |      | 木工科   | 15人 | 1年 |
|                |        |      |       |     |    |

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に愛媛県立新居浜高等技術専門校溶接科に在籍している者については、改正後の愛媛県立高等技術専門校運営規則別表の規定は適用せず、改正前の愛媛県立高等技術専門校運営規則別表の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

○愛媛県規則第8号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和35年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--------|--|
| 第2条 削除 | <p>（ 経由機関 ）</p> <p><u>第2条</u> 法又はこの規則の規定により組合又は法人が知事に提出する書類は、その主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方局を経由しなければならない。</p> <p>（ 試算表の提出 ）</p> <p><u>第19条</u> 組合は、毎月10日までに前月末現在の試算表を知事に提出しなければならない。</p> |

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前の期間に係る改正前の農業協同組合法施行細則第19条の規定による試算表の提出については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第488号

全国自治宝くじ事務協議会に新潟市及び浜松市を加え、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第3条第2号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第489号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、内子町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称 | 左記の区域に編入する区域 |   | 摘 要             |
|------|--------------|---|-----------------|
|      | 大 字 名        | 地 番   |                 |
| 大瀬東  | 大瀬中央         | 3930の3の一部、3934の2、3945の2、3946、3947の3、3947の4、3949、3950、3951の一部、3952の一部、3953の一部、3954の一部及び3956の2の一部 | これに伴う道路、水路等を含む。 |

○愛媛県告示第490号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛地方税滞納整理機構の規約の変更を許可した。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年3月14日

○愛媛県告示第491号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 福島 孝一

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社東予工場  
西条市船屋字新地乙145番地1

3 特定施設に関する事項

環境集煙吸収塔

|                        |  |                          |
|------------------------|--|--------------------------|
| 特定施設の種類                | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第62号 水廃ガス洗浄施設 |                          |
| 特定施設の能力                | 1時間あたり159,000ノルマル立方メートル                    |                          |
| 工事の着手予定年月日             | 許可後直ちに                                     |                          |
| 工事の完成予定年月日             | 着手後約5ヶ月                                    |                          |
| 使用開始の予定年月日             | 完成の翌日                                      |                          |
| 特定施設の使用時間間隔            | 連続   |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 24時間                                       |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | 無し   |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度（水素指数）                              | 通常 0.5～3.0<br>最大 0.5～8.0 |
|                        | 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）                 | 通常 15<br>最大 15           |
|                        | 浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）                     | 通常 100<br>最大 500         |
|                        | 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）                    | 通常 5<br>最大 10            |
| 汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル） | りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）                    | 通常 2<br>最大 10            |
|                        |  | 通常 30<br>最大 45           |

備考 汚水は全量硫酸ガス精製系で再利用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

|  |                                |                          |                          |
|--|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 設置年月日  | 平成13年11月30日                    |                          |                          |
| 処理施設の種類  | 物理処理及び化学処理                     |                          |                          |
| 処理施設の型式  | 中和沈殿方式                         |                          |                          |
| 処理施設の構造  | 鉄筋コンクリート、FRP及びステンレス製           |                          |                          |
| 処理施設の主要寸法                                      | 縦 29メートル 横 39メートル<br>高さ 13メートル |                          |                          |
| 処理施設の能力  | 1日当たり2,200立方メートル処理             |                          |                          |
| 汚水等の処理の方式                                      | 中和、酸化、凝集沈殿及び中和                 |                          |                          |
| 処理施設の使用時間間隔                                    | 連続                             |                          |                          |
| 処理施設の1日当たりの使用時間                                | 24時間                           |                          |                          |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要                               | 無し                             |                          |                          |
| 処理施設に<br>よる処理前<br>及び処理後<br>の汚水等の<br>汚染状態の<br>値 | 項目                             | 処理前                      | 処理後                      |
|  | 水素イオン濃度（水素指数）                  | 通常 0.5～3.0<br>最大 0.5～3.0 | 通常 5.8～8.6<br>最大 5.8～8.6 |
|  | 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）     | 通常 184<br>最大 359         | 通常 16.3<br>最大 21.6       |
|  | 浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）         | 通常 220<br>最大 530         | 通常 10<br>最大 25           |
|  | 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）        | 通常 13<br>最大 35           | 通常 11.3<br>最大 18.1       |
|  | りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）        | 通常 10<br>最大 20           | 通常 0.14<br>最大 0.50       |
| 汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）                         | 通常 1,600<br>最大 2,200           | 通常 1,600<br>最大 2,200     |                          |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 内港2号排水口

|            |                            |                          |
|------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度（水素指数）              | 通常 5.8～8.6<br>最大 5.8～8.6 |
|            | 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 2.3<br>最大 3.0         |
|            | 浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）     | 通常 10<br>最大 50           |
|            | 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）    | 通常 1.0<br>最大 1.6         |

|   |                          |
|---|--------------------------|
| りん含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 0.05<br>最大 0.11       |
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル)              | 通常 144,000<br>最大 187,600 |

(2) 内港3号排水口

|                |  |                          |
|----------------|--|--------------------------|
| 汚水等の汚<br>染状態の値 | 水素イオン<br>濃度(水素<br>指数)                      | 通常 5.8~8.6<br>最大 5.8~8.6 |
|                | 化学的酸素<br>要求量(単<br>位 1リッ<br>トルにつき<br>ミリグラム) | 通常 2.5<br>最大 3.3         |

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 浮遊物質<br>量(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 10<br>最大 50           |
| 窒素含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 1.4<br>最大 2.6         |
| りん含有量<br>(単位 1<br>リットルに<br>つきミリグ<br>ラム) | 通常 0.06<br>最大 0.17       |
| 汚水等の1日当たりの量<br>(単位 立方メートル)              | 通常 284,602<br>最大 359,273 |

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第492号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称          | 所 在 地              | 開設者の氏名又は名称      | 担当しようとする<br>医療の種類             | 指定年月日         |
|--------------|--------------------|-----------------|-------------------------------|---------------|
| 市立大洲病院       | 大洲市西大洲甲570番地       | 大洲市長 大森 隆雄      | 整形外科に関する<br>医療(育成医療・<br>更生医療) | 平成19年<br>3月1日 |
| 〃            | 〃                  | 〃               | 腎臓に関する医療<br>(育成医療・更生<br>医療)   | 〃             |
| 医療法人おだクリニック  | 西予市宇和町卯之町五丁目313番地6 | 医療法人おだクリニック     | 〃                             | 〃             |
| 愛媛労災病院       | 新居浜市南小松原町13番27号    | 独立行政法人労働者健康福祉機構 | 〃                             | 〃             |
| 宮原医院         | 新居浜市八幡二丁目6番30号     | 宮原 義門           | 〃                             | 〃             |
| 医療法人平成会山内病院  | 今治市片山三丁目1番40号      | 医療法人平成会         | 〃                             | 〃             |
| 白石病院         | 今治市松本町1丁目5番地9      | 医療法人慈風会         | 〃                             | 〃             |
| 医療法人あゆみクリニック | 今治市高部甲526番地1       | 医療法人あゆみクリニック    | 〃                             | 〃             |

○愛媛県告示第493号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称   | 大規模小売店舗の所在地             | 変更した事項             | 変 更 前   | 変 更 後   | 変 更 の<br>年 月 日 | 届 出 の<br>年 月 日 |
|--------------|-------------------------|--------------------|---|---|----------------|----------------|
| マックスバリュ今治阿方店 | 今治市阿方字山之間<br>甲371番2外23筆 | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | マックスバリュ<br>西日本株式会社<br>株式会社宮脇書店<br>株式会社レディ薬局<br>株式会社大創産業 | マックスバリュ<br>西日本株式会社<br>株式会社<br>雑貨屋ブルドッグ<br>株式会社レディ薬局<br>株式会社大創産業 | 平成19年<br>3月2日  | 平成19年<br>3月2日  |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

就任

| 役員の種類 | 氏名    | 住所               |
|-------|-------|------------------|
| 理事    | 山本 聡  | 宇和島市三間町戸雁610番地   |
| "     | 宇都宮 傳 | 宇和島市三間町大藤675番地   |
| "     | 富永 真範 | 宇和島市三間町黒井地1900番地 |
| "     | 毛利 正行 | 宇和島市三間町北増穂417番地  |
| "     | 渡邊 雄策 | 宇和島市三間町大内273番地   |
| "     | 土居 修  | 宇和島市三間町土居垣内55番地  |
| "     | 今西 吉久 | 宇和島市三間町小沢川398番地  |
| 監事    | 古谷 虎男 | 宇和島市三間町則1488番地   |
| "     | 土居 仁  | 宇和島市三間町土居中753番地  |
| "     | 兵頭 信夫 | 宇和島市三間町波岡836番地   |

退任

| 役員の種類 | 氏名    | 住所               |
|-------|-------|------------------|
| 理事    | 宇都宮 傳 | 宇和島市三間町大藤675番地   |
| "     | 富永 真範 | 宇和島市三間町黒井地1900番地 |
| "     | 今西 吉久 | 宇和島市三間町小沢川398番地  |
| "     | 毛利 正行 | 宇和島市三間町北増穂417番地  |
| "     | 渡邊 雄策 | 宇和島市三間町大内273番地   |
| "     | 土居 修  | 宇和島市三間町土居垣内55番地  |
| "     | 太宰 仁三 | 宇和島市三間町大藤610番地   |
| 監事    | 古谷 虎男 | 宇和島市三間町則1488番地   |
| "     | 土居 仁  | 宇和島市三間町土居中753番地  |
| "     | 兵頭 信夫 | 宇和島市三間町波岡836番地   |

○愛媛県告示第495号

平成19年3月16日県営中山間地域総合整備事業内山地区（椎ノ木工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第496号

平成19年3月16日県営中山間地域総合整備事業内山地区（藤社工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第497号

平成19年3月16日県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（田穂工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第498号

平成19年3月16日県営経営体育成基盤整備事業広見地区（牛野川工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第499号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・黒沢地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・黒沢地区）計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年3月26日から4月20日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第500号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・岩川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農地保全事業・岩川地区）計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年3月26日から4月20日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場

○愛媛県告示第501号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-----------|----------------|-----------------|
| ため池等整備事業  | 十合地区           | 平成19年2月12日      |

○愛媛県告示第502号

解除予定保安林にする旨の通知（平成15年2月愛媛県告示第431号）に係る解除予定保安林を次のように変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内字西河原樋乙1267の3から乙1267の5まで・乙1284の3・乙1284の9（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）乙1284の7、乙1284の8

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第503号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内字西河原樋乙1284の1から乙1284の3まで・字岡乙1293（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第504号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉上甲856の1、甲857の2、甲858、甲859、甲860の1から甲860の3まで、甲861、甲862の1、甲862の2、甲863の1、甲863の3、甲863の5、甲864の1、甲864の2、甲865の1、甲866の1、甲867の3、甲868の2から甲868の6まで、甲869、甲870、甲873、甲874の1、甲874の2、甲878の1、甲878の2、乙265、乙265の2、乙266の1、乙266の3、乙266の6、乙266の7、乙266の14、乙266の17から乙266の20まで、乙266の22、乙266の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第505号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 区 域                                | 区 分               |
|------------------------------------|-------------------|
| 町見区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧町見漁業協同組合の地区） | 主として船びき網を使用して営む漁業 |

○愛媛県告示第 506 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号              | 許 可 年 月 日       | 商 号 又 は 名 称        | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日      | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類  | 取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実 |
|----------------------|-----------------|--------------------|-----------|--------------------|----------------|--|------------------------|
| ( 般 - 18 ) 第 4027 号  | 平成18年<br>7月2日   | 三木建設               | 三木 一彦     | 八幡浜市大黒町1526 - 7    | 平成19年<br>2月2日  | 土木工事業  | 建設業の廃止                 |
| ( 般 - 14 ) 第 867 号   | 平成14年<br>5月12日  | 西宇和建设(株)           | 菊池 久      | 八幡浜市保内町宮内9 - 22    | 平成19年<br>2月8日  | 土木工事業  | 建設業の廃止                 |
| ( 般 - 16 ) 第 15650 号 | 平成16年<br>10月27日 | (有)関西商事            | 井上 欣也     | 八幡浜市松柏乙936 - 4     | 平成19年<br>2月9日  | 大土工事業  | 建設業の廃止                 |
| ( 般 - 17 ) 第 13346 号 | 平成18年<br>3月11日  | (株)アセスメント愛媛        | 高野 秀樹     | 松山市古川南 1 - 23 - 20 | 平成19年<br>2月13日 | 土木工事業<br>大土工事業<br>左官工事業<br>とび・土工事業<br>石工事業<br>屋根工事業<br>管工事業<br>タイル・れんが・ブロック<br>工事業<br>鋼構造物工事業<br>塗装工事業<br>板金工事業<br>ガラス工事業<br>塗装工事業<br>防水工事業<br>内装仕上工事業<br>熱絶縁工事業<br>建具工事業<br>水道施設工事業 | 建設業の廃止                 |
| ( 般 - 14 ) 第 972 号   | 平成14年<br>8月1日   | 鬼北建設(有)            | 善家美佐男     | 北宇和郡鬼北町大字西仲<br>374 | 平成19年<br>2月14日 | 土木工事業  | 建設業の廃止                 |
| ( 般 - 17 ) 第 7537 号  | 平成18年<br>3月10日  | (株)アースコンサルタント      | 二神 久士     | 松山市平井町甲2293 - 3    | 平成19年<br>2月15日 | さく井工事業   | 建設業の廃止<br>(一部)         |
| ( 般 - 16 ) 第 11871 号 | 平成17年<br>3月19日  | イー・エー・プランナー<br>(株) | 森松 一則     | 松山市保免中 2 - 3 - 17  | 平成19年<br>2月16日 | 土木工事業<br>建築工事業<br>とび・土工事業<br>造園工事業   | 建設業の廃止                 |
| ( 般 - 14 ) 第 11740 号 | 平成14年<br>10月9日  | (株)新都開発            | 近藤 長武     | 西条市円海寺 5 - 1       | 平成19年<br>2月22日 | 造園工事業  | 建設業の廃止<br>(一部)         |
| ( 般 - 13 ) 第 11435 号 | 平成14年<br>2月25日  | 長尾工務店              | 長尾 好子     | 四国中央市新宮町上山94<br>8  | 平成19年<br>2月23日 | 建築工事業  | 建設業の廃止                 |
| ( 般 - 13 ) 第 13674 号 | 平成14年<br>3月17日  | (有)横野鉄工所           | 横野 勇      | 四国中央市妻鳥町814        | 平成19年<br>2月28日 | 土木建設業<br>建築工事業<br>鋼構造物工事業  | 建設業の廃止                 |

○愛媛県告示第 507 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第20条第1項の規定により、道路の他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図面は、愛媛県庁及び八幡浜地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の種類及び路線名  
主要地方道大洲長浜線
- 他の工作物の名称  
主要地方道大洲長浜線と一級河川肱川水系肱川とが相互に効用を兼ねる施設
- 兼用工作物の位置  
大洲市白滝甲1046番1地先から同市白滝甲370番1地先まで
- 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所  
河川管理者 四国地方局整備局長、北橋 建治  
住所 香川県高松市福岡町4丁目26-32

道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行

住所 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

5 管理の内容

- 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- 兼用工作物の災害復旧は次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより河川管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。
  - 災害復旧がもっぱら道路専用施設に係る場合  
道路管理者
  - 災害復旧がもっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合

河川管理者

三 前2号に掲げる場合以外の場合 その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者

(3) 前2項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成19年2月26日から道路の使用を廃止する日又は河川の使用を廃止する日まで

○愛媛県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路の他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図面は、愛媛県庁及び八幡浜地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の種類及び路線名

主要地方道大洲長浜線

2 他の工作物の名称

主要地方道大洲長浜線と一級河川肱川水系肱川とが相互に効用を兼ねる施設

3 兼用工作物の位置

大洲市春賀字石橋甲2024番2地先から同市八多喜町粟津乙22番1地先まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

河川管理者 四国地方局整備局長、北橋 建治  
住所 香川県高松市福岡町4丁目26-32

道路管理者 愛媛県知事 加戸守行

住所 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより河川管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

一 災害復旧がもっぱら道路専用施設に係る場合  
道路管理者

二 災害復旧がもっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合  
河川管理者

三 前2号に掲げる場合以外の場合 その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者

(3) 前2項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成19年2月26日から道路の使用を廃止する日又は河川の使用を廃止する日まで

○愛媛県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名       | 区間                                     | 旧・新別 | 敷地の員              | 延長              | 備考 |
|-------|-----------|--|------|-------------------|-----------------|----|
| 県道    | 壬生川新居浜野田線 | 新居浜市新田町二丁目1729番6から<br>同市新田町二丁目1767番9まで | 旧    | メートル<br>26.0~51.0 | キロメートル<br>0.160 |    |
|       |           |  | 新    | 22.0~43.0         | 0.160           |    |

○愛媛県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名      | 区間                               | 旧・新別 | 敷地の員                        | 延長                       | 備考 |
|-------|----------|----------------------------------|------|-----------------------------|--------------------------|----|
| 県道    | 金子中萩停車場線 | 新居浜市星越町1858番3から<br>同市星越町1862番3まで | 旧    | メートル<br>8.0~19.0<br>4.2~8.0 | キロメートル<br>0.078<br>0.070 |    |
|       |          |                                  | 新    | 8.0~19.0                    | 0.078                    |    |

○愛媛県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                      | 旧・新別 | 敷 地 の 員<br>幅       | 延 長<br>キロメートル | 備 考 |
|-------|-------|--|------|--------------------|---------------|-----|
| 県 道   | 西条久万線 | 西条市黒瀬字向乙205番 8                           | 旧    | メートル<br>14.1～ 17.4 | 0.016         |     |
|       |       |  | 新    | 15.9～ 19.1         | 0.016         |     |
| "     | "     | 西条市黒瀬字向乙208番 8 から<br>同字乙210番 8 まで        | 旧    | 4.1～ 5.8           | 0.028         |     |
|       |       |  | 新    | 32.0～ 34.8         | 0.028         |     |
| "     | "     | 西条市黒瀬字向乙202番 9 地先                        | 旧    | 14.1～ 26.4         | 0.007         |     |
|       |       |  | 新    | 16.7～ 28.6         | 0.007         |     |
| "     | "     | 西条市黒瀬字薄ヶ瀬乙336番11から<br>同市黒瀬字落合乙340番17まで   | 旧    | 11.8～ 58.1         | 0.227         |     |
|       |       |  | 新    | 15.3～ 117.7        | 0.227         |     |
| "     | "     | 西条市中奥字山地丙523番16                          | 旧    | 8.1～ 13.7          | 0.020         |     |
|       |       |  | 新    | 13.7～ 27.7         | 0.020         |     |
| "     | "     | 西条市大保木字土居壬25番 3                          | 旧    | 17.6～ 31.5         | 0.042         |     |
|       |       |  | 新    | 23.9～ 42.2         | 0.042         |     |
| "     | "     | 西条市中野字大久保丙126番58から<br>同字丙201番 4 まで       | 旧    | 16.5～ 19.8         | 0.027         |     |
|       |       |  | 新    | 24.4～ 34.5         | 0.027         |     |
| "     | "     | 西条市中野字大久保丙210番 8                         | 旧    | 13.8～ 18.3         | 0.029         |     |
|       |       |  | 新    | 17.5～ 31.9         | 0.029         |     |
| "     | "     | 西条市兎之山字松ヶ瀬乙83番19から<br>同市兎之山字上ノ向乙96番 6 まで | 旧    | 29.3～ 34.3         | 0.029         |     |
|       |       |  | 新    | 30.4～ 76.2         | 0.029         |     |
| "     | "     | 西条市兎之山字アラセ乙146番12                        | 旧    | 18.4～ 31.2         | 0.030         |     |
|       |       |  | 新    | 23.2～ 35.8         | 0.030         |     |
| "     | "     | 西条市黒瀬字淵之上乙213番 9                         | 旧    | 12.9～ 13.4         | 0.015         |     |
|       |       |  | 新    | 13.1～ 18.4         | 0.015         |     |
| "     | "     | 西条市西之川字老野丁76番 7                          | 旧    | 6.5～ 8.5           | 0.012         |     |
|       |       |  | 新    | 6.5～ 10.9          | 0.012         |     |
| "     | "     | 西条市黒瀬字薄ヶ瀬乙320番 8 から<br>同字乙319番 4 まで      | 旧    | 23.4～ 41.7         | 0.060         |     |
|       |       |  | 新    | 23.4～ 43.0         | 0.060         |     |
| "     | "     | 西条市黒瀬字篠辺谷乙288番12から<br>同字乙254番 6 まで       | 旧    | 42.9～ 51.7         | 0.026         |     |
|       |       |  | 新    | 48.4～ 152.9        | 0.026         |     |

|   |   |                                     |   |              |       |  |
|---|---|-------------------------------------|---|--------------|-------|--|
| " | " | 西条市兔之山字下ノ向乙53番 7                    | 旧 | 16.0 ~ 17.7  | 0.021 |  |
|   |   |                                     | 新 | 16.0 ~ 57.1  | 0.021 |  |
| " | " | 西条市中奥字淀丙500番 6                      | 旧 | 13.3 ~ 14.7  | 0.078 |  |
|   |   |                                     | 新 | 16.4 ~ 18.3  | 0.078 |  |
| " | " | 西条市中奥字休場丙526番 8 から<br>同字丙527番12まで   | 旧 | 9.3 ~ 15.0   | 0.005 |  |
|   |   |                                     | 新 | 16.5 ~ 17.7  | 0.005 |  |
| " | " | 西条市西之川字老野丁74番 4                     | 旧 | 8.0 ~ 8.9    | 0.014 |  |
|   |   |                                     | 新 | 9.7 ~ 12.6   | 0.014 |  |
| " | " | 西条市大保木字土山甲 5 番 4 から<br>同字甲 5 番 6 まで | 旧 | 19.9 ~ 41.4  | 0.050 |  |
|   |   |                                     | 新 | 41.4 ~ 106.3 | 0.050 |  |

○愛媛県告示第 512 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                            | 供用開始の日      |
|-------|-------|--|-------------|
| 県 道   | 西条久万線 | 西条市黒瀬字向乙205番 8                           | 平成19年 3月23日 |
| "     | "     | 西条市黒瀬字向乙208番 8 から<br>同字乙210番 8 まで        | "           |
| "     | "     | 西条市黒瀬字向乙202番 9 地先                        | "           |
| "     | "     | 西条市黒瀬字薄ヶ瀬乙336番11から<br>同市黒瀬字落合乙340番17まで   | "           |
| "     | "     | 西条市中奥字山地丙523番16                          | "           |
| "     | "     | 西条市大保木字土居壬25番 3                          | "           |
| "     | "     | 西条市中野字大久保丙126番58から<br>同字丙201番 4 まで       | "           |
| "     | "     | 西条市中野字大久保丙210番 8                         | "           |
| "     | "     | 西条市兔之山字松ヶ瀬乙83番19から<br>同市兔之山字上ノ向乙96番 6 まで | "           |
| "     | "     | 西条市兔之山字アラセ乙146番12                        | "           |

|   |   |                                     |   |
|---|---|-------------------------------------|---|
| " | " | 西条市黒瀬字測之上乙213番 9                    | " |
| " | " | 西条市西之川字老野丁76番 7                     | " |
| " | " | 西条市黒瀬字薄ヶ瀬乙320番 8 から<br>同字乙319番 4 まで | " |
| " | " | 西条市黒瀬字篠辺谷乙288番12から<br>同字乙254番 6 まで  | " |
| " | " | 西条市兔之山字下ノ向乙53番 7                    | " |
| " | " | 西条市中奥字淀丙500番 6                      | " |
| " | " | 西条市中奥字休場丙526番 8 から<br>同字丙527番12まで   | " |
| " | " | 西条市西之川字老野丁74番 4                     | " |
| " | " | 西条市大保木字土山甲 5 番 4 から<br>同字甲 5 番 6 まで | " |

○愛媛県告示第 513 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類   | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                          | 供用開始の日      |
|---------|-------|--|-------------|
| 一 般 国 道 | 319号  | 四国中央市具定町字日之尾山乙64番 1 地先から<br>同字乙64番24まで | 平成19年 3月23日 |

○愛媛県告示第 514 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                              | 供用開始の日      |
|-------|-------|--|-------------|
| 県 道   | 中山双海線 | 伊予市中山町佐礼谷 7 号265番 3 から<br>同町佐礼谷乙1085番 2 まで | 平成19年 3月23日 |

○愛媛県告示第 515 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                  | 供用開始の日      |
|-------|-------|--------------------------------|-------------|
| 県 道   | 長浜中村線 | 大洲市柴甲825番地先から<br>同市柴甲843番 2 まで | 平成19年 3月23日 |

○愛媛県告示第 516 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間                                    | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅          | 延 長             | 備 考 |
|-------|---------|--|------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 小田河辺大洲線 | 大洲市河辺町北平2465番 1 地先から<br>同町北平2451番 2 まで | 旧    | メートル<br>4.1 ~ 35.6 | キロメートル<br>0.248 |     |
|       |         |  | 新    | 8.4 ~ 35.6         | 0.248           |     |

○愛媛県告示第 517 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名     | 供 用 開 始 の 区 間                          | 供用開始の日      |
|-------|---------|--|-------------|
| 県 道   | 小田河辺大洲線 | 大洲市河辺町北平2465番 1 地先から<br>同町北平2451番 2 まで | 平成19年 3月23日 |

○愛媛県告示第 518 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                       | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅           | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------|------|---------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 長浜中村線 | 大洲市柴甲825番から<br>同市柴甲828番まで | 旧    | メートル<br>11.0 ~ 20.1 | キロメートル<br>0.125 |     |
|       |       |                           | 新    | 13.3 ~ 23.3         | 0.125           |     |

○愛媛県告示第 519 号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、昭和56年 4 月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役場において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

○愛媛県告示第 520 号

愛媛県屋外広告物審議会規程（昭和36年 2 月愛媛県告示第 138 号）の一部を次のように改正し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 8 条第 1 項中「県関係吏員」を「県の関係職員」に改める。

○愛媛県告示第 521 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 522 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 523 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。  
伊予郡松前町大字筒井及び大字東古泉の各一部
- (2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。  
なし

○愛媛県告示第 524 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検査済証の番号及び交付年月日              | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                |
|-----------------------------|---|---|
| 18松局建（開）第59号<br>平成19年 3月13日 | 東温市牛淵字上樋1888番 3、1888番 4、1893番 1 及び1893番 1 地先農道  | 松山市道後町二丁目 3 番 4 号<br>株式会社松平不動産<br>代表取締役 松 平 定 理 |
| 18松局建（開）第60号<br>平成19年 3月14日 | 伊予郡松前町大字恵久美字泉屋92番 1   | 伊予郡松前町大字南黒田542番地 2<br>池 内 俊 二                   |
| 18四土（開）第17号<br>平成19年 3月15日  | 四国中央市土居町野田甲1321番、甲1322番 1、甲1322番 2、甲1322番 5、甲1323番 1、甲1323番 2、甲1324番 1、甲1324番 2、甲1325番 1、甲1326番 1、甲1326番 4、甲1326番 5、甲1327番 1 及び甲1328番 1 | 四国中央市土居町入野671番地<br>共同瓦斯株式会社<br>代表取締役 鈴 木 良 明    |

○愛媛県告示第 525 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、東予広域都市計画道路事業 3・4・3 駅前滝の宮線（新居浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成12年 4月28日から  
平成21年 3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成12年 4月28日から  
平成21年 3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（松前町）（昭和48年 9月18日付け公告）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

2 を次のように改める。

2 区域

松前町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭

和43年法律第100号)の市街化区域)を除いた区域  
( 図面省略 )

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局に備え置いて  
縦覧に供する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>( 課長及び参事 )</p> <p><b>第5条</b> 課に、課長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>一般職員</u><br/>( 警察官以外の職員 をいう。以下同じ。 ) をもって充てる。<br/>課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、当該所属の職員を<br/>指揮監督する。</p> <p>2 課に、必要に応じ参事を置き、<u>一般職員</u>をもって充てる。参事<br/>は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。<br/>( 科学捜査研究所長 )</p> <p><b>第8条</b> 科学捜査研究所に、所長を置き、警視の階級にある警察官<br/>又は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>2 省略<br/>( 次長 )</p> <p><b>第10条</b> 課、監察官室及び国際対策室に、次長を置き、警視若しく<br/>は警部の階級にある警察官又は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>2 省略<br/>( 副所長 )</p> <p><b>第11条</b> 科学捜査研究所に、副所長を置き、警視若しくは警部の階<br/>級にある警察官又は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> <p>2 省略<br/>( 管理官等 )</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 管理官は、警視の階級にある警察官又は<u>一般職員</u>を、調査官は、<br/>警視若しくは警部の階級にある警察官又は<u>一般職員</u>をもって充て<br/>る。</p> <p>3 省略<br/>( 課長補佐等、指導官及び副参事 )</p> <p><b>第14条</b> 課に課長補佐、班長又は副班長(以下「課長補佐等」とい<br/>う。)を、監察官室及び国際対策室に室長補佐を置き、警部の階<br/>級にある警察官又は<u>一般職員</u>をもって充てる。課長補佐等及び室<br/>長補佐は、担当事務について課長、監察官室長又は国際対策室長<br/>を補佐し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 課等に、必要に応じ副参事を置き、<u>一般職員</u>をもって充てる。<br/>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。<br/>( 主任技能指導官及び技能指導官 )</p> <p><b>第15条</b> 課等(総務室及び警務部に設置する課等を除く。)に、必<br/>要に応じ主任技能指導官及び技能指導官を置き、警部補以上の階<br/>級にある警察官又は<u>一般職員</u>をもって充てる。</p> | <p>( 課長及び参事 )</p> <p><b>第5条</b> 課に、課長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>警察吏員</u><br/>( 事務吏員又は技術吏員をいう。以下同じ。 ) をもって充てる。<br/>課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、当該所属の職員を<br/>指揮監督する。</p> <p>2 課に、必要に応じ参事を置き、<u>警察吏員</u>をもって充てる。参事<br/>は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。<br/>( 科学捜査研究所長 )</p> <p><b>第8条</b> 科学捜査研究所に、所長を置き、警視の階級にある警察官<br/>又は<u>警察吏員</u>をもって充てる。</p> <p>2 省略<br/>( 次長 )</p> <p><b>第10条</b> 課、監察官室及び国際対策室に、次長を置き、警視若しく<br/>は警部の階級にある警察官又は<u>警察吏員</u>をもって充てる。</p> <p>2 省略<br/>( 副所長 )</p> <p><b>第11条</b> 科学捜査研究所に、副所長を置き、警視若しくは警部の階<br/>級にある警察官又は<u>警察吏員</u>をもって充てる。</p> <p>2 省略<br/>( 管理官等 )</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 管理官は、警視の階級にある警察官又は<u>警察吏員</u>を、調査官は、<br/>警視若しくは警部の階級にある警察官又は<u>警察吏員</u>をもって充て<br/>る。</p> <p>3 省略<br/>( 課長補佐等、指導官及び副参事 )</p> <p><b>第14条</b> 課に課長補佐、班長又は副班長(以下「課長補佐等」とい<br/>う。)を、監察官室及び国際対策室に室長補佐を置き、警部の階<br/>級にある警察官又は<u>警察吏員</u>をもって充てる。課長補佐等及び室<br/>長補佐は、担当事務について課長、監察官室長又は国際対策室長<br/>を補佐し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 課等に、必要に応じ副参事を置き、<u>警察吏員</u>をもって充てる。<br/>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。<br/>( 主任技能指導官及び技能指導官 )</p> <p><b>第15条</b> 課等(総務室及び警務部に設置する課等を除く。)に、必<br/>要に応じ主任技能指導官及び技能指導官を置き、警部補以上の階<br/>級にある警察官又は<u>警察吏員</u>をもって充てる。</p> |

2～3 省略

(師範)

**第16条** 教養課に、必要に応じ師範を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡査部長の階級にある警察官をもって充てることができる。

2 省略

(係)

**第17条** 省略

2 係に、上席係長、専門員、係長、主任又は係員を置き、警察官又は一般職員をもって充てる。

3 省略

(少年補導職員)

**第18条** 県警察に、所要の少年補導職員を置き、一般職員をもって充てる。

(警察学校)

**第56条** 省略

2～6 省略

7 警察学校に、教官を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡査部長の階級にある警察官をもって充てること

8～12 省略

(照会センター)

**第60条** 省略

2 省略

3 照会センターに、所長を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 省略

(施設室)

**第63条** 省略

2 省略

3 施設室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 省略

(監査室)

**第64条** 省略

2 省略

3 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 省略

(健康管理対策室)

**第65条** 省略

2 省略

3 健康管理対策室に、室長を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 省略

(少年サポートセンター)

**第70条** 省略

2 省略

3 少年サポートセンターに、所長を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2～3 省略

(師範)

**第16条** 教養課に、必要に応じ師範を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡査部長の階級にある警察官をもって充てること

2 省略

(係)

**第17条** 省略

2 係に、上席係長、専門員、係長、主任又は係員を置き、警察官又は警察吏員若しくはその他の職員をもって充てる。

3 省略

(少年補導職員)

**第18条** 県警察に、所要の少年補導職員を置き、事務吏員をもって充てる。

(警察学校)

**第56条** 省略

2～6 省略

7 警察学校に、教官を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡査部長の階級にある警察官をもって充てること

8～12 省略

(照会センター)

**第60条** 省略

2 省略

3 照会センターに、所長を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

4 省略

(施設室)

**第63条** 省略

2 省略

3 施設室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

4 省略

(監査室)

**第64条** 省略

2 省略

3 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

4 省略

(健康管理対策室)

**第65条** 省略

2 省略

3 健康管理対策室に、室長を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

4 省略

(少年サポートセンター)

**第70条** 省略

2 省略

3 少年サポートセンターに、所長を置き、警部の階級にある警察官又は事務吏員をもって充てる。

4 省略  
(サイバー犯罪対策室)

**第72条** 省略

2 省略

3 サイバー犯罪対策室に、室長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 省略  
(警察署)

**第79条** 省略

2～4 省略

5 課に、課長を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長は、課の事務を掌理し、その担任事務について署長を補佐する。

6～9 省略

4 省略  
(サイバー犯罪対策室)

**第72条** 省略

2 省略

3 サイバー犯罪対策室に、室長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

4 省略  
(警察署)

**第79条** 省略

2～4 省略

5 課に、課長を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。課長は、課の事務を掌理し、その担任事務について署長を補佐する。

6～9 省略

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

**愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則**

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                       |           |   | 改 正 前                       |                  |   |
|-----------------------------|-----------|---|-----------------------------|------------------|---|
| 別表第1（第1条関係）<br>交番、駐在所及び署所在地 |           |   | 別表第1（第1条関係）<br>交番、駐在所及び署所在地 |                  |   |
| (1) 省略                      |           |   | (1) 省略                      |                  |   |
| (2) 新居浜警察署                  |           |   | (2) 新居浜警察署                  |                  |   |
| 名 称                         | 位 置       | 所 管 区   | 名 称                         | 位 置              | 所 管 区   |
| 省略                          |           |   | 省略                          |                  |   |
| 高津交番                        | 新居浜市高津町   | 新居浜市のうち宇高町一～五丁目、沢津町一～三丁目、東雲町一～三丁目、松の木町、高津町、桜木町、清水町、南小松原町、高田一・二丁目、 <u>垣生一～六丁目、垣生、八幡一～三丁目</u> | 高津交番                        | 新居浜市高津町          | 新居浜市のうち宇高町一～五丁目、沢津町一～三丁目、東雲町一～三丁目、松の木町、高津町、桜木町、清水町、南小松原町、高田一・二丁目                          |
|                             |           |   | <u>垣生駐在所</u>                | <u>新居浜市垣生四丁目</u> | <u>新居浜市のうち垣生一～六丁目、垣生、八幡一～三丁目</u>  |
| 省略                          |           |   | 省略                          |                  |   |
| (3)・(4) 省略                  |           |   | (3)・(4) 省略                  |                  |   |
| (5) 今治警察署                   |           |   | (5) 今治警察署                   |                  |   |
| 名 称                         | 位 置       | 所 管 区   | 名 称                         | 位 置              | 所 管 区   |
| 水上交番                        | 今治市片原町一丁目 | 今治市のうち天保山町一～六丁目、東門町一～六丁目、美須賀町一～四丁目、枝堀町一～三丁目、恵美須町一～三丁目、通町一～三丁目、黄金町一～六丁目、未広町一～四丁目、松本町一～五丁目、   | 水上交番                        | 今治市片原町一丁目        | 今治市のうち天保山町一～六丁目、東門町一～六丁目、美須賀町一～四丁目、枝堀町一～三丁目、恵美須町一～三丁目、通町一～三丁目、黄金町一～六丁目、未広町一～四丁目、松本町一～五丁目、 |

|       |            |  |
|-------|------------|--|
|       |            | 旭町一～四丁目、常盤町一～四丁目、南宝来町一～三丁目、片原町一～五丁目、中浜町一～四丁目、本町一～四丁目、風早町一～四丁目、今治村（比岐島）、東鳥生町一～五丁目、共栄町一～五丁目、 <u>栄町一～四丁目、室屋町一～七丁目、米屋町一～四丁目、本町五～七丁目、美保町一～三丁目、北浜町、大新田町二丁目</u> |
| 駅前交番  | 今治市北宝来町三丁目 | 今治市のうち北宝来町一～四丁目、南日吉町一～三丁目、北日吉町一～三丁目、鯉池町一～三丁目、中日吉町一～三丁目、常盤町五～七丁目、宮下町一～三丁目、山方町一・二丁目、高地町一・二丁目、泉川町一・二丁目、蒼社町一・二丁目、 <u>大正町一～七丁目、別宮町一～九丁目、南大門町一～四丁目</u>         |
| 省略    |            |  |
| 菊間駐在所 | 今治市菊間町浜    | 今治市のうち菊間町川上、菊間町松尾、菊間町高田、菊間町池原、菊間町西山、菊間町長坂、菊間町浜、菊間町田之尻  |

(6)・(7) 省略

(8) 松山西警察署

| 名 称   | 位 置     | 所 管 区  |
|-------|---------|--|
| 省略    |         |  |
| 北条交番  | 松山市土手内  | 松山市のうち安居島、猪木____、院内、牛谷、大河内、片山、上難波、正岡神田、河野高山、佐古、下難波、庄、常保免、善応寺、高田、北条辻、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、夏目、八反地、府中、河野別府、北条、宮内、柳原、横谷、尾儀原、 <u>小山田、儀式、立岩米之野、才之原、猿川、猿川原、庄府、滝本、立岩中村</u> |
| 粟井駐在所 | 松山市粟井河原 | 松山市のうち磯河内、小川、大西谷、鹿峰、鴨之池、粟井河原、客、久保、小川谷、光洋台、苞木、常竹、西谷、平林、麓、本谷、安岡、和田   |

|      |            |  |
|------|------------|--|
|      |            | 旭町一～四丁目、常盤町一～四丁目、南宝来町一～三丁目、片原町一～五丁目、中浜町一～四丁目、本町一～四丁目、風早町一～四丁目、今治村（比岐島）、東鳥生町一～五丁目                             |
| 森見交番 | 今治市別宮町二丁目  | 今治市のうち北浜町、美保町一～三丁目、米屋町一～四丁目、室屋町一～七丁目、 <u>栄町一～四丁目、本町五～七丁目、共栄町一～五丁目、大正町一～七丁目、南大門町一～四丁目、大新田町二丁目、別宮町一～九丁目</u>    |
| 駅前交番 | 今治市北宝来町三丁目 | 今治市のうち北宝来町一～四丁目、南日吉町一～三丁目、北日吉町一～三丁目、鯉池町一～三丁目、中日吉町一～三丁目、常盤町五～七丁目、宮下町一～三丁目、山方町一・二丁目、高地町一・二丁目、泉川町一・二丁目、蒼社町一・二丁目 |
| 省略   |            |  |
| 菊間交番 | 今治市菊間町浜    | 今治市のうち菊間町川上、菊間町松尾、菊間町高田、菊間町池原、菊間町西山、菊間町長坂、菊間町浜、菊間町田之尻  |

(6)・(7) 省略

(8) 松山西警察署

| 名 称   | 位 置     | 所 管 区  |
|-------|---------|--|
| 省略    |         |  |
| 北条交番  | 松山市土手内  | 松山市のうち安居島、猪木（ <u>大本</u> ）、院内、牛谷、大河内、片山、上難波、正岡神田、河野高山、佐古、下難波、庄、常保免、善応寺、高田、北条辻、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、夏目、八反地、府中、河野別府、北条、宮内、柳原、横谷 |
| 粟井駐在所 | 松山市粟井河原 | 松山市のうち磯河内、小川、大西谷、鹿峰、鴨之池、粟井河原、客、久保、小川谷、光洋台、苞木、常竹、西谷、平林、麓、本谷、安岡、和田   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  |  |
| 省略 |  |  |

(9)～(12) 省略

(13) 八幡浜警察署

| 名 称   | 位 置     | 所 管 区  |
|-------|---------|--|
| 省略    |         |  |
| 三崎駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯、与侈、串、正野 |

(14) 省略

(15) 宇和島警察署

| 名 称  | 位 置      | 所 管 区  |
|------|----------|--|
| 駅前交番 | 宇和島市錦町   | 宇和島市のうち錦町、和霊元町一～四丁目、鶴島町、恵美須町一・二丁目、新町一・二丁目、丸穂町一～四丁目、丸穂、天神町、和霊中町一～三丁目、和霊東町一～三丁目、泉町一～四丁目、伊吹町西、伊吹町東通1区～4区、柿原、中央町一・二丁目、丸之内一丁目、本町追手一・二丁目、大宮町一～三丁目、愛宕町一～三丁目、大超寺奥、宇和津町一～三丁目、野川（八面山、大久保山、鬼ヶ城、毛山、梅ヶ成峠を結ぶ線以东を除く。） |
| 城南交番 | 宇和島市文京町  | 宇和島市のうち文京町、明倫町一～五丁目、天赦公園、御殿町、桜町、御徒町、佐伯町一・二丁目、丸之内二～四丁目、榊形町一～三丁目、神田川原、元結掛一・二丁目、新田町一～四丁目、山際一～四丁目、中沢町一・二丁目、夏目町一～三丁目、保手一～五丁目、別当一～六丁目、長堀一～三丁目、並松一・二丁目、川内（本川内）、坂下津、堀端町、広小路、京町、賀古町一・二丁目、笹町一・二丁目、妙典寺前           |
| 城北交番 | 宇和島市和霊公園 | 宇和島市のうち御幸町一・二丁目、朝日町一～四丁目、和霊公園、藤江、須賀通、栄町港一～三丁目、曙町、丸之内五丁目、寿町一・二丁目、弁天町一～三丁目、築地町   |

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 立岩駐在所 | 松山市猿川 | 松山市のうち猪木（大本を除く。）、尾儀原、小山田、儀式、立岩米之野、才之原、猿川、猿川原、庄府、滝本、立岩中村 |
| 省略    |       |   |

(9)～(12) 省略

(13) 八幡浜警察署

| 名 称   | 位 置     | 所 管 区  |
|-------|---------|--|
| 省略    |         |  |
| 三崎駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯 |
| 串駐在所  | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち与侈、串、正野                            |

(14) 省略

(15) 宇和島警察署

| 名 称  | 位 置      | 所 管 区   |
|------|----------|---|
| 駅前交番 | 宇和島市錦町   | 宇和島市のうち錦町、和霊元町一～四丁目、鶴島町、恵美須町一・二丁目、新町一・二丁目、丸穂町一～四丁目、丸穂、天神町、和霊中町一～三丁目、和霊東町一～三丁目、泉町一～四丁目、伊吹町西、伊吹町東通1区～4区、柿原  |
| 城南交番 | 宇和島市文京町  | 宇和島市のうち文京町、明倫町一～五丁目、天赦公園、御殿町、桜町、御徒町、佐伯町一・二丁目、丸之内二～四丁目、榊形町一～三丁目、神田川原、元結掛一・二丁目、新田町一～四丁目、山際一～四丁目、中沢町一・二丁目、夏目町一～三丁目、保手一～五丁目、別当一～六丁目、長堀一～三丁目、並松一・二丁目、川内（本川内）、坂下津 |
| 城北交番 | 宇和島市和霊公園 | 宇和島市のうち御幸町一・二丁目、朝日町一～四丁目、和霊公園、藤江、須賀通、栄町港一～三丁目、曙町、丸之内五丁目、寿町一・二丁目、弁天町一～三丁目、築地町  |

|       |            |   |
|-------|------------|---|
|       |            | 一・二丁目、住吉町一～三丁目、伊吹町北通1・2区、北宇和島町、和霊町、住吉町、大浦   |
| 省略    |            |   |
| 三浦駐在所 | 宇和島市三浦西    | 宇和島市のうち三浦西、三浦東  |
| 来駐在所  | 宇和島市保田     | 宇和島市のうち川内（本川内を除く。）、寄松、宮下、保田、祝森  |
| 吉田交番  | 宇和島市吉田町東小路 | 宇和島市のうち吉田町浅川、吉田町魚棚、吉田町裡町、吉田町本町、吉田町北小路、吉田町立間尻、吉田町知永、吉田町鶴間、吉田町南君（立目、牛川）、吉田町西小路、吉田町東小路、高串、光満、吉田町法花津（一般国道56号以東）、 <u>吉田町立間</u>                         |
| 省略    |            |   |
| 津島駐在所 | 宇和島市津島町岩松  | 宇和島市のうち津島町岩松、津島町高田、津島町北灘、津島町近家  |
| 清満駐在所 | 宇和島市津島町岩淵  | 宇和島市のうち津島町岩淵、津島町増穂、津島町山財、津島町御内、津島町横川、津島町下畑地（上横）   |
| 畑地駐在所 | 宇和島市津島町上畑地 | 宇和島市のうち津島町上畑地、津島町下畑地（上横を除く。）  |
| 下灘駐在所 | 宇和島市津島町嵐   | 宇和島市のうち津島町田之浜、津島町曾根、津島町脇、津島町田風、津島町泥目水、津島町坪井、津島町弓立、津島町峯鳴、津島町横浦、津島町嵐、津島町針木、津島町浦知、津島町塩定、津島町柿之浦、津島町曲島、津島町平井、津島町漁家、津島町成、津島町須下、津島町後、津島町鯉網代、津島町竹ヶ島、津島町大浦 |
| 省略    |            |   |

(16) 省略

|       |            |   |
|-------|------------|---|
|       |            | 一・二丁目、住吉町一～三丁目、伊吹町北通1・2区、北宇和島町、和霊町、住吉町、大浦   |
| 城東交番  | 宇和島市広小路    | 宇和島市のうち堀端町、広小路、京町、賀古町一・二丁目、丸之内一丁目、中央町一・二丁目、大宮町一～三丁目、本町追手一・二丁目、愛宕町一～三丁目、大超寺奥、宇和津町一～三丁目、野川（八面山、大久保山、鬼ヶ城、毛山、梅ヶ成峠を結ぶ線以東を除く。）、 <u>笹町一・二丁目、妙典寺前</u>     |
| 省略    |            |   |
| 高光駐在所 | 宇和島市高串     | 宇和島市のうち高串、光満  |
| 三浦駐在所 | 宇和島市三浦西    | 宇和島市のうち三浦西、三浦東  |
| 来駐在所  | 宇和島市保田     | 宇和島市のうち川内（本川内を除く。）、寄松、宮下、保田、祝森  |
| 吉田交番  | 宇和島市吉田町東小路 | 宇和島市のうち吉田町浅川、吉田町魚棚、吉田町裡町、吉田町本町、吉田町北小路、吉田町立間尻、吉田町知永、吉田町鶴間、吉田町南君（立目、牛川）、吉田町西小路、吉田町東小路   |
| 立間駐在所 | 宇和島市吉田町立間  | 宇和島市のうち吉田町法花津（一般国道56号以東）、 <u>吉田町立間</u>  |
| 省略    |            |   |
| 津島交番  | 宇和島市津島町岩松  | 宇和島市のうち津島町岩松、津島町高田、津島町北灘丁   |
| 清満駐在所 | 宇和島市津島町岩淵  | 宇和島市のうち津島町岩淵、津島町増穂、津島町山財、津島町御内、津島町横川、津島町下畑地（上横）   |
| 畑地駐在所 | 宇和島市津島町上畑地 | 宇和島市のうち津島町上畑地、津島町下畑地（上横を除く。）  |
| 下灘駐在所 | 宇和島市津島町嵐   | 宇和島市のうち津島町田之浜、津島町曾根、津島町脇、津島町田風、津島町泥目水、津島町坪井、津島町弓立、津島町峯鳴、津島町横浦、津島町嵐、津島町針木、津島町浦知、津島町塩定、津島町柿之浦、津島町曲島、津島町平井、津島町漁家、津島町成、津島町須下、津島町後、津島町鯉網代、津島町竹ヶ島、津島町大浦 |
| 北灘駐在所 | 宇和島市津島町北灘  | 宇和島市のうち津島町近家、津島町北灘甲、津島町北灘乙、津島町北灘丙   |
| 省略    |            |   |

(16) 省略

別表第2（第2条関係）

警備派出所、検問所及び警察官連絡所

| 名 称            | 位 置       |
|----------------|-----------|
| 省略             |           |
| 西予警察署江良検問所     | 省略        |
| 新居浜警察署垣生警察官連絡所 | 新居浜市垣生四丁目 |
| 今治警察署森見警察官連絡所  | 今治市別宮町二丁目 |
| 松山西警察署立岩警察官連絡所 | 松山市猿川     |
| 八幡浜警察署白浜警察官連絡所 | 省略        |
| 八幡浜警察署串警察官連絡所  | 西宇和郡伊方町   |
| 宇和島警察署城東警察官連絡所 | 宇和島市広小路   |
| 宇和島警察署高光警察官連絡所 | 宇和島市高串    |
| 宇和島警察署立間警察官連絡所 | 宇和島市吉田町立間 |
| 宇和島警察署北灘警察官連絡所 | 宇和島市津島町北灘 |

別表第2（第2条関係）

警備派出所、検問所及び警察官連絡所

| 名 称            | 位 置 |
|----------------|-----|
| 省略             |     |
| 西予警察署江良検問所     | 省略  |
|                |     |
|                |     |
|                |     |
| 八幡浜警察署白浜警察官連絡所 | 省略  |

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

|  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| 遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第4号）                    | 第8条第1項                              |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）        | 第31条の2第2項及び第33条第2項（いずれも廃止に係るものに限る。） |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号） | 第17条第1項及び第19条第2項                    |
| 道路交通法（昭和35年法律第105号）                          | 第74条の3第5項（解任に係るものに限る。）              |
| 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）                     | 第5条第1項及び第36条                        |
| 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）                | 第2条第2項、第8条第2項及び第13条第2項              |

附 則

この規則は、平成19年3月28日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月23日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 改正後

## 別表（第9条の2関係）

| 番号           | 路線名                 | 区間   |
|--------------|---------------------|--|
| 1～8<br>省略    |                     |  |
| 8の2          | 一般国道11号（川之江・三島バイパス） | 四国中央市中曾根町字井垣356番4から同町字生吉1725番3まで               |
| 9～13<br>省略   |                     |  |
| 13の2         | 一般国道56号             | 大洲市北只784番1から同市北只1503番15まで                      |
| 13の3         | 一般国道56号             | 大洲市北只1503番15から同市北只1806番1まで                     |
| 14 省略        |                     |  |
| 14の2         | 一般国道56号（宇和島道路）      | 宇和島市坂下津字長右衛門谷407番68から同市住吉町字船蔵上724番1まで          |
| 15・15の2 省略   |                     |  |
| 15の3         | 一般国道56号（大洲道路）       | 大洲市東大洲1651番1から同市東大洲1696番2まで                    |
| 16 省略        |                     |  |
| 16の2         | 一般国道194号            | 西条市藤之石寒風山内高知県境から同市中野字楠甲470番10地先まで              |
| 17～23<br>省略  |                     |  |
| 23の2         | 一般国道317号            | 今治市吉海町名3414番1（大島南インター）から同市宮窪町4099番5（大島北インター）まで |
| 24～32<br>省略  |                     |  |
| 32の2         | 県道壬生川新居浜野田線         | 新居浜市磯浦町乙1848番1から同市繁本町甲728番6地先まで                |
| 33～122<br>省略 |                     |  |

## 改正前

## 別表（第9条の2関係）

| 番号           | 路線名 | 区間 |
|--------------|-----|----|
| 1～8<br>省略    |     |    |
| 9～13<br>省略   |     |    |
| 14 省略        |     |    |
| 15・15の2 省略   |     |    |
| 16 省略        |     |    |
| 17～23<br>省略  |     |    |
| 24～32<br>省略  |     |    |
| 33～122<br>省略 |     |    |

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 公安委員会訓令

## ○愛媛県公安委員会訓令第2号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月23日

**愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令**

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
|---|--|------|----|--|---------------------------|--|----|--|----|------|----|--|-----------|--|----|------|-----------|---|---|----|------|----|--|---------------------------|--|----|--|----|------|----|--|-----------|--|----|------|-----------|---|
| <p><b>別表1（第2条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">本部長の専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">法令</th> <th style="width:80%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）</td> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第19条</u>の規定による不服申立てがあった場合の審査会への諮問</li> <li>2 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示</li> <li>3 <u>第24条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出</li> <li>4 <u>第24条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> <li>5 <u>第25条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述</li> <li>6 <u>第26条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li>2 課長専決事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務課長</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">法令</th> <th style="width:80%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">愛媛県情報公開条例</td> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ~ 18 省略</li> <li>19 <u>第20条</u>の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知</li> <li>20 <u>第33条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の作成</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 広報県民課長</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">法令</th> <th style="width:80%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">愛媛県情報公開条例</td> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第33条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の提供</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) ~ (11) 省略</li> </ol> </li> </ol> | 法令   | 専決事項 | 省略 |  | 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第19条</u>の規定による不服申立てがあった場合の審査会への諮問</li> <li>2 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示</li> <li>3 <u>第24条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出</li> <li>4 <u>第24条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> <li>5 <u>第25条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述</li> <li>6 <u>第26条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> </ol> | 省略 |  | 法令 | 専決事項 | 省略 |  | 愛媛県情報公開条例 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ~ 18 省略</li> <li>19 <u>第20条</u>の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知</li> <li>20 <u>第33条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の作成</li> </ol> | 法令 | 専決事項 | 愛媛県情報公開条例 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第33条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の提供</li> </ol> | <p><b>別表1（第2条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">本部長の専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">法令</th> <th style="width:80%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）</td> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第18条</u>の規定による不服申立てがあった場合の審査会への諮問</li> <li>2 <u>第23条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示</li> <li>3 <u>第23条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出</li> <li>4 <u>第23条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> <li>5 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述</li> <li>6 <u>第25条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表2（第3条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省略</li> <li>2 課長専決事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務課長</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">法令</th> <th style="width:80%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">愛媛県情報公開条例</td> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ~ 18 省略</li> <li>19 <u>第19条</u>の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知</li> <li>20 <u>第32条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の作成</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 広報県民課長</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">法令</th> <th style="width:80%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">愛媛県情報公開条例</td> <td style="vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第32条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の提供</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) ~ (11) 省略</li> </ol> </li> </ol> | 法令 | 専決事項 | 省略 |  | 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第18条</u>の規定による不服申立てがあった場合の審査会への諮問</li> <li>2 <u>第23条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示</li> <li>3 <u>第23条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出</li> <li>4 <u>第23条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> <li>5 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述</li> <li>6 <u>第25条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> </ol> | 省略 |  | 法令 | 専決事項 | 省略 |  | 愛媛県情報公開条例 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ~ 18 省略</li> <li>19 <u>第19条</u>の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知</li> <li>20 <u>第32条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の作成</li> </ol> | 法令 | 専決事項 | 愛媛県情報公開条例 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第32条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の提供</li> </ol> |
| 法令  | 専決事項   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 省略  |  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第19条</u>の規定による不服申立てがあった場合の審査会への諮問</li> <li>2 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示</li> <li>3 <u>第24条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出</li> <li>4 <u>第24条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> <li>5 <u>第25条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述</li> <li>6 <u>第26条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> </ol> |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 省略  |  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 法令  | 専決事項   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 省略  |  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 愛媛県情報公開条例   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ~ 18 省略</li> <li>19 <u>第20条</u>の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知</li> <li>20 <u>第33条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の作成</li> </ol>   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 法令  | 専決事項   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 愛媛県情報公開条例   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第33条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の提供</li> </ol>  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 法令  | 専決事項   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 省略  |  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第18条</u>の規定による不服申立てがあった場合の審査会への諮問</li> <li>2 <u>第23条第1項</u>の規定による審査会への公開決定等に係る公文書の提示</li> <li>3 <u>第23条第3項</u>の規定による審査会への分類・整理資料の提出</li> <li>4 <u>第23条第4項</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> <li>5 <u>第24条第1項</u>の規定による審査会への口頭意見陳述の申立て及び口頭意見陳述</li> <li>6 <u>第25条本文</u>の規定による審査会への意見書又は資料の提出</li> </ol> |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 省略  |  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 法令  | 専決事項   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 省略  |  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 愛媛県情報公開条例   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ~ 18 省略</li> <li>19 <u>第19条</u>の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知</li> <li>20 <u>第32条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の作成</li> </ol>   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 法令  | 専決事項   |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |
| 愛媛県情報公開条例   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>第32条第2項</u>の規定による公文書の検索資料の提供</li> </ol>  |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |   |    |      |    |  |                           |  |    |  |    |      |    |  |           |  |    |      |           |   |

**附 則**

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。